

[木造建築物の組立て等作業主任者能力向上教育カリキュラム]

<対象者>

『木造建築物の組立て等作業主任者技能講習』を修了した者
(修了証の日付5年経過者)

<根拠法令>

労働安全衛生法第19条の2第2項及び基安発0209第2号

<カリキュラム>

講習
内容

1. 最近の木造建築物の組立て等の作業の特徴	2.0 時間
2. 木造建築物の組立て等の作業の安全化と 工事用機械設備の保守管理	2.0 時間
3. 災害事例及び関係法令	3.0 時間
合計	7.0 時間